



手術件数



医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6

区分1に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術 等	48
イ	黄斑下手術 等	18
ウ	鼓室形成手術 等	39
エ	肺悪性腫瘍手術 等	71
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	249
区分2に分類される手術		
ア	靭帯断裂形成手術 等	52
イ	水頭症手術 等	31
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 等	1
エ	尿道形成手術 等	7
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術 等	44
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術 等	11
区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術 等	1
イ	上顎骨悪性腫瘍手術 等	7
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術 等	0
オ	内反足手術 等	0
カ	食道切除再建術 等	3
キ	同種死体腎移植 等	0
区分4に分類される手術		
腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術		520
その他に分類される手術		
ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	263
イ	乳児外科施設基準対象手術	25
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	77
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用としないものを含む）及び体外循環を要する手術	108
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥疊切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	256

経皮的冠動脈ステント留置術

(1)	急性心筋梗塞に対するもの	71
(2)	不安定狭心症に対するもの	72
(3)	その他のもの	93

経皮的冠動脈形成術

(1)	急性心筋梗塞に対するもの	4
(2)	不安定狭心症に対するもの	8
(3)	その他のもの	8